

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

2026 年 10 月 1 日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長 青木 由行

◎調達機関番号 420 ◎所在地番号 13

1 工事概要等

(1) 品目分類番号 41

(2) 工 事 名 (修) 上部工補強工事 2-403

(3) 工事場所 東京都中央区日本橋箱崎町 41 番他

(4) 工事内容

・既設構造物撤去工	約 240 t
・恒久足場設置工	約 890 m ²
・塗替塗装工	約 39,000 m ²
・防水塗装工	約 4,600 m ²
・コンクリート片剥落防止工	約 2,000 m ²
・剥落防止ネット設置・撤去工	約 1,400 m ²
・遮音壁取替工	約 170m
・高力ボルト取替工	約 68,000 本
・高欄塞ぎ板取替工	約 230m
・支承取替工	16 基
・疲労耐久性向上工	約 500 箇所
・き裂補修工	約 110 箇所
・雑工	一式
・仮設工	23,000 m ²
・実施設計	一式

(5) 工 期 契約締結日の翌日から 1,280 日間

(6) そ の 他

- ① 本工事は、競争参加資格確認申請及び技術提案書の提出を行った者(以下「技術提案者」という。)と、技術提案書の内容に係るヒアリング(技術交渉)を実施し、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する技術提案評価方式の対象工事である。
- ② 技術提案の範囲は、以下のとおりとする。
 - ・工事目的物(構造種別、主要部材の形状寸法等)の変更を伴わない範囲とする。
- ③ 本工事は、競争参加確認申請書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては5(1)に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書(電子入札留意事項様式1)を提出するものとする。
- ④ 本工事は、工程上一定の区切りと認められる期間に限り、主任技術者又は監理技術者の途中交代を認める工事である。
- ⑤ 本工事は、BIM/CIM(Building/ Construction Information Modeling, Management)モデルの活用による建設生産システムの生産性向上及び高度化を図ることを目的とするBIM/CIM 対象工事である。

- ⑥ 本工事は、「建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者(監理技術者(専任特例 2 号))の配置を認めない工事」である。
- ⑦ 技術資料の提出は、持参又は郵送により行うものとする。なお、郵送により提出する場合は書留郵便等の配達記録が残るものに限り、郵送提出する旨を事前に 5(1)に示す担当部局に連絡するものとする。
- ⑧ その他については、電子入札留意事項によることとする。

2 競争参加資格

- (1) 首都高速道路株式会社の契約規則実施準則(平成 23 年準則第 1 号)第 73 条の規定に該当しない者であること。(詳細は「入札説明書」に記載)。
- (2) 首都高速道路株式会社における「道路保全土木工事」に係る 2025・2026 年度の競争参加資格の認定を受け、単体又は 2 者若しくは 3 者の共同企業体であること。なお、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「道路保全土木工事」に係る 2025・2026 年度の競争参加資格の再認定を受け、単体又は 2 者若しくは 3 者の共同企業体であること。
- (3) 2011 年度以降に、以下に掲げる工事完工実績を有すること。
 - ① 単体又は共同企業体の代表者
次に掲げるすべての工事の経験を有すること。ただし、同一工事ですべての工事の経験を有する必要はない。
 - ・道路橋における鋼上部工又は鋼橋脚の補修・補強工事
 - ・鋼橋における施工面積 10,000 m²以上の塗替塗装工事
 - ・断面交通量 2 万 5 千台/日以上 of 自動車専用道路(道路法第 48 条の 2 第 1 項又は第 2 項により指定された道路)又は高速自動車国道(高速自動車国道法第 4 条第 1 項により指定された道路)において車線規制を伴う工事
 - ② 共同企業体の代表者以外の構成員
以下に掲げるいずれかの工事完工実績を有すること。
 - ・道路橋における鋼上部工又は鋼橋脚の補修・補強工事
 - ・鋼橋における施工面積 10,000 m²以上の塗替塗装工事上記工事は 2011 年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績(元請に限る。)とする。なお、共同企業体の構成員(代表者を含む。以下同じ。)としての実績は、出資比率 20%以上の場合のものに限る。
- (4) 下記の期間 A、期間 B について、次の①から③に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、及び現場代理人(以下「配置予定技術者」という)及び設計管理技術者及び設計照査技術者を 2027 年 1 月 16 日(土)までに本工事に配置できること。
なお、主任技術者又は監理技術者は、現場施工着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場施工着手日は、2027 年 5 月 17 日(月)を予定している。
また、工程上一定の区切りと認められる時点(期間 A、期間 B が切り替わる時点)において、主任技術者又は監理技術者の途中交代を認める。
 - 期間 A：準備期間等、現場が稼働していない期間
2027 年 1 月 16 日(土)から 2027 年 5 月 16 日(日)まで
 - 期間 B：目的構造物に係る工事(仮設工含む)が行われている期間
2027 年 5 月 17 日(月)から工期末まで
- ① 期間 A、期間 B に配置する主任技術者及び監理技術者は、以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 27 条及び建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 37 条の規定による技術検定のうち、1 級土木施工管理に関する検定種目に合格した者(以下「1 級土木施工管理技士」という。)

- イ 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 6 条及び技術士法施行規則(昭和 59 年総理府令第 5 号)第 11 条の規定による第二次試験のうち、建設部門に合格し、かつ、同法第 32 条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者(以下「技術士(建設部門)」という。)
- ウ ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ② 主任技術者又は監理技術者については、下記に該当する者であること。
- ・主任技術者
建設業法第 26 条第 1 項に規定する技術者であること。
 - ・監理技術者
建設業法第 26 条第 2 項に規定する技術者であり、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ③ 期間 A において、配置予定技術者のうち少なくとも 1 名は、2011 年度以降に以下に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、工事の経験における従事役職は問わない。
- ・断面交通量が 2 万 5 千台/日以上自動車専用道路(道路法第 48 条の 2 第 1 項又は第 2 項により指定された道路)又は高速自動車国道(高速自動車国道法第 4 条第 1 項により指定された道路)において車線規制を伴う工事
- 上記工事は 2011 年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績(元請に限る。)とする。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。
- ④ 期間 B において、配置予定技術者のうち少なくとも 1 名は、2011 年度以降に次のア又はイのいずれかとウに掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、同一工事ですべての工事の経験を有する必要はない。なお、工事の経験における従事役職は問わない。
- ア 道路橋における鋼上部工又は鋼橋脚の補修・補強工事
 - イ 鋼橋における施工面積 5,000 m²以上の塗替塗装工事
 - ウ 断面交通量が 2 万 5 千台/日以上自動車専用道路(道路法第 48 条の 2 第 1 項又は第 2 項により指定された道路)又は高速自動車国道(高速自動車国道法第 4 条第 1 項により指定された道路)において車線規制を伴う工事
- 上記工事は 2011 年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績(元請に限る。)とする。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。
- ⑤ 設計管理技術者及び設計照査技術者(以下「設計技術者」という。)は、以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。
- ア 技術士(建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とした者に限る。))の資格を有する者
 - イ RCCM(専門技術部門が鋼構造及びコンクリート部門)の資格を有する者
 - ウ ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ⑥ 設計技術者のうち、いずれか 1 名は、2016 年度以降に設計管理技術者又は設計照査技術者として、以下に掲げる業務の経験を有する者であること。
- ・道路橋における鋼上部工又は鋼橋脚の実施設計
- ※実施設計とは次のいずれかの設計業務をいう
- ・首都高速道路株式会社における「実施設計」業務
 - ・国土交通省等における「詳細設計」業務
 - ・そのほか発注機関における国土交通省の「詳細設計」と同等の業務
- (5) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(詳細は「入札説明書」に記載)。
- (6) 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (7) 共同企業体を構成する場合においては、以下に掲げる事項をすべて満たしていること。
- ① 共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有

しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

- ② 共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
- ③ 共同企業体すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であること。
- ④ 共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

- (8) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則(平成17年準則第22号)に基づく競争参加停止を受けていないこと。
- (9) 本工事と同一工種の首都高速道路株式会社発注工事において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から過去2年以内に40点未満の工事成績の通知を、過去1年以内に50点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。
- (10) 首都高速道路株式会社発注工事において、工事成績の平均が2024年度及び2025年度の2年間連続して60点未満である者でないこと。

3 技術提案書に関する事項

(1) 技術提案書の作成

技術提案書の作成にあたっては、「入札説明書」に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、「入札説明書」に示す様式により作成すること。なお、技術提案書は、本工事に関連する資料で示される要件を満足させるものであり、本工事における施工方法として適正であるものとする。

(2) 技術提案書の審査

技術提案書の内容に係るヒアリング(技術交渉)結果を反映させた最終技術提案書を提出すること。技術提案書の評価は最終技術提案書に対して行う。

(3) 技術提案書の評価

技術提案書の評価項目は以下のとおりである。なお、最終技術提案書が提出された場合においては、最終技術提案書に対して評価を行う。

- ① 排水路を兼ねた恒久足場設置における底面パネルの勾配精度確保の工夫
- ② 仮設足場設置・撤去時の第三者被害を防止するための安全対策
- ③ 仮設足場設置・撤去時の作業員の安全対策
- ④ 橋脚塗替塗装工における高速上の規制回数の低減に関する工夫
- ⑤ 素地調整工における騒音の低減に関する工夫

4 落札方式に関する事項

(1) 落札者の決定方法

① 総合評価の方法

落札者の決定方式は、最終技術提案書の内容を3(3)に応じて評価した技術評価点(配点30点)と、入札価格から得られる価格評価点(配点30点)を加算した数値(以下「評価値」という。)によって決定する総合評価方式とする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

価格評価点は、入札価格により次のとおり算定される。

入札価格 $\geq$ 低入札調査基準価格： $20 + (10 / (100 - \beta)) \times (100 - \alpha)$

低入札調査基準価格 $>$ 入札価格 $\geq$ 特別重点調査基準価格： $(30 / (\beta - \gamma)) \times (\alpha - \gamma)$

特別重点調査基準価格＞入札価格：0

ここで、 $\alpha = (\text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100$

$\beta = (\text{低入札調査基準価格} / \text{予定価格}) \times 100$

$\gamma = (\text{特別重点調査基準価格} / \text{予定価格}) \times 100$

② 落札方式

ア 最終技術提案書に基づき予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した技術提案者のうち、最終技術提案書及び入札価格から4(1)①によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

イ アにおいて、評価値が最高となる者が2者以上あるときは、その中で最も入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合には、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定する。

(2) 低入札価格調査等

予定価格を大幅に下回る入札について、その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するための調査(低入札価格調査)又は重点的に調査して判断するための調査(特別重点調査)を行う。低入札価格調査及び特別重点調査の調査事項については、首都高速道路株式会社の契約規則実施細則に規定している。

(3) 労務費ダンピング調査の試行

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。

1. 理由の確認方法：書面

2. その他 : 書面の様式については別途連絡する。書面の提出を行わない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。書面の提出後、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

(4) 入札不調となった場合の取り扱い

本工事の入札が不調となった場合、「競争入札後の価格交渉方式(見積審査タイプ)」に移行する場合がある。

「競争入札後の価格交渉方式(見積審査タイプ)」とは、入札不調発生後、(1)によって得られた評価値が最高の入札者1者(評価値が最高の入札者が2者以上あるときは、工事請負現場説明書1(12)に準ずる。)を当該協議対象者として選定し、価格交渉を行い、交渉において妥当性を確認した上で、標準積算した設計金額を上回ってもその内容を反映することが可能な契約方式である。

5 入札手続等

(1) 担当課 首都高速道路株式会社 東京東局 総務・経理課
〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町43番5号
電話 03-5640-4817(ダイヤルイン)

(2) 「入札説明書」等の交付

① 交付期間 2026年10月1日(木)から2026年11月13日(金)午後4時まで

② 「入札説明書」等(参加表明書及び入札説明書、工事請負契約書(案)、工事請負現場説明

書、電子入札留意事項、金額を記載しない設計書、設計図面、基本条件図書、特記仕様書、工事計画概要書)は下記サイトより入札参加希望者に無償で交付する。

・首都高速道路株式会社ホームページ(入札公告等)

(<http://www.shutoko.co.jp/business/bid/>)

③ 交付資料のダウンロード操作手順

上記サイトにて、該当工事の入札公告等資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報(会社名、担当者名、連絡先等)を入力する。登録確認メール(ダウンロード先 URL 及びダウンロード先パスワードの通知)を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法(CD-R等の配布)により無償で交付するので、上記(1)の担当課まで申し出ること。

(3) 競争参加資格確認申請書及び技術提案書の提出期間、場所及び方法

① 電子入札システムによる場合

ア 競争参加資格確認申請書(電子入札システムにより提出すること。)

・受付期間：2026年10月2日(金)午前10時から2026年11月13日(金)午後4時まで

※共同企業体を結成する場合、特定建設工事共同企業体協定書の写し及び特定建設工事共同企業体申請書は、技術提案書の提出と合わせて書面により提出すること。

イ 技術提案書

(持参の場合)

・受付期間：2026年10月2日(金)から2026年11月13日(金)までの毎日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。)、午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。))。

・受付場所：上記(1)に同じ。

(郵送の場合)

・受付期間：2026年10月2日(金)から2026年11月12日(木)まで

・郵送方法：書留郵便等の配達記録が残るものに限る。なお、郵送提出する旨を事前に上記(1)に記載の担当部局まで連絡すること。

・郵送先：上記(1)に同じ。

② 紙入札による場合

ア 競争参加資格確認申請書

(持参の場合)

・受付期間：上記(3)①イ(持参の場合)のとおり。

・受付場所：上記(1)に同じ。

(郵送の場合)

・受付期間：上記(3)①イ(郵送の場合)のとおり。

・郵送方法：上記(3)①イ(郵送の場合)のとおり。

・郵送先：上記(1)に同じ。

イ 技術提案書

(持参の場合)

・受付期間：2026年10月2日(金)から2026年11月13日(金)までの毎日、午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。))。

・受付場所：上記(1)に同じ。

(郵送の場合)

・受付期間：上記(3)①イ(郵送の場合)のとおり。

・郵送方法：上記(3)①イ(郵送の場合)のとおり。

・郵送先：上記(1)に同じ。

(4) 競争参加資格確認申請書及び技術提案書を提出した後は、引換え、変更又は取消しをすることができないものとする。

(5) 最終技術提案書の提出期限及び場所

2026年11月27日(金)午後4時までとする。5(1)に示す担当課まで持参又は郵送する

こと。

(6) 入札及び開札の日時及び場所等

① 電子入札による場合

- ・入札書の提出締切日時：2026 年 12 月 24 日(木)午前 9 時 30 分
- ・開札日時：2026 年 12 月 24 日(木)午前 10 時 00 分
- ・日時変更：入札執行の日時に変更がある場合は、入札者に通知する。

② 紙入札による場合

- ・開札日時及び場所：2026 年 12 月 24 日(木)午前 10 時 00 分（ただし、郵便(書留郵便に限る。)又は信書便(以下「郵便等」という。)による入札の受領期限は、2026 年 12 月 23 日(水)午後 4 時)(1)に示す担当課まで持参又は郵便等すること。)
- ・日時変更：入札執行の日時に変更がある場合は、入札者に通知する。
- ・その他：入札の執行に当たっては、契約責任者により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。ただし、郵便等による入札の場合は、当該通知書の写しを表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵便等すること。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 納付

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続における交渉の有無 有

(5) 契約書作成の要否 要(本件は電子契約を推奨する。)

(6) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(8) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2(2)に掲げる競争参加資格の認定(再認定)を受けていない者も 5(3)により競争参加資格確認申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時までに当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 電子入札システムの稼動時間は、休日を除く午前 8 時から午後 10 時まで。

(10) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、次のとおりとする。

電子入札ヘルプデスク 電話 0570-021-777

(平日のみ午前 9 時から午後 5 時 30 分まで(正午から午後 1 時までを除く。))

Mail : sys-e-cydeenasphelp.rx@hitachi-systems.com

(11) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を提出した場合には、受付票及び競争参加資格確認通知書を電子入札システムで入札参加希望者に送付するので、必ず確認を行うこと。

(12) 第 1 回の入札において落札者が決定しない場合で再度入札に移行する場合の取扱い

①電子入札による場合

再度入札の日時については、再入札通知書に記載して通知する。

②紙入札による場合

再度入札の日時について、入札会場で口頭により知らせる。

(13) 本掲示に関して詳細不明な点については、上記 5(1)に掲げる担当課に照会すること。

(14) 詳細は「入札説明書」による。

7 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yoshiyuki Aoki, President of Metropolitan Expressway Company Limited
- (2) Classification of the services to be procured : 41
- (3) Subject matter of the contract: Detail Design and Construction for Repair and Strengthening of Expressway Superstructures at Hakozaki Junction
- (4) Time-limit for the submission of application forms for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00P.M. 13 November 2026
- (5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 9 : 30 A.M. 24 December 2026 (Tenders submitted by mail : 4 : 00P.M. 23 December 2026)
(Note that this may be subject to change)
- (6) Contact point for tender documentation: Accounting and General Affairs Group, East Tokyo Bureau, Metropolitan Expressway Company Limited, 43-5, Nihombashi-Hakozaki-cho, Chuo-ku, Tokyo, Japan, 103-0015, TEL +81-(0)3-5640-4817